

## 8 計画の推進体制等

### 幅広い関係者との連携・協働による推進

- この計画の目標は、道の取組だけでは達成することはできず、様々な主体と連携して取り組み、北海道全体として達成を目指すものです。このため、産業、経済、金融などの幅広い関係団体等から構成される「ゼロカーボン北海道推進協議会」において、先進的な気候変動対策に資する取組やイノベーション、ESG投資などの見える化を通じ、脱炭素社会の実現に向けた意識の共有や積極的な姿勢の醸成を図り、主体的な取組の促進と新たな連携・協働を生み出すことで、道内の気候変動対策を一層推進します。
- 道民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルを転換するため、ゼロカーボン北海道推進協議会や国のゼロカーボン北海道タスクフォース、環境道民会議や北海道地球温暖化防止活動推進員等と連携して、幅広く道民・事業者へ脱炭素の取組を呼びかけます。
- ほっかいどう応援団会議等のネットワークを活用するなど官民連携の推進により、ゼロカーボンの取組への参画や協力を呼びかけます。

### 条例に基づく道民・事業者等の役割

- 「北海道地球温暖化防止対策条例」では、各主体の責務などを定めています。なお、条例は、社会情勢等も踏まえ、必要により見直し等を行います。
- カーボンニュートラルの実現には、2030年までの10年間でどのように取り組むかが非常に重要になることから、各主体が意識を転換し、積極的に行動することが必要です。

北海道地球温暖化防止対策条例で定める各主体の役割

#### 【道の責務】(第3条)

- 総合的かつ計画的な地球温暖化対策の策定・実施
- 市町村や事業者、道民との連携・協働
- 市町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援
- 道自らの事務・事業に関する地球温暖化対策の率先実行

#### 【事業者の責務】(第4条)

- 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制
- 道の施策への協力

#### 【道民の責務】(第5条)

- 日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制
- 道の施策への協力

#### 【観光旅行者等の協力】(第6条)

- 温室効果ガスの排出抑制に協力

### 市町村の役割

- 「地球温暖化対策推進法」に基づき全ての市町村に義務付けられている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」の策定が求められるほか、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目標として掲げ、地域循環共生圏や自立分散型エネルギーシステムの構築など、先進的な取組を進めることが期待されます。
- 住民に最も身近な基礎自治体として、本計画や「北海道環境基本計画」に示す方向に沿って、地域の自然的・社会的特性等を踏まえ、地域に密着したよりきめ細やかな対策・施策を推進することが期待されます。

### NPOなど民間団体の役割

- 環境保全に資する活動を自主的に行うとともに、それぞれが有する知識や技術等をもとに、道民に脱炭素社会の実現に向けた取組の環を広げることが期待されます。
- 道民、事業者、行政が連携、協働して取り組むことができるよう、各主体を結びつける担い手としての役割を実践することが期待されます。

### 地球温暖化防止活動推進センターなどの役割

- 「北海道地球温暖化防止活動推進センター」は、道民、事業者への地球温暖化対策の普及啓発や活動の支援を行うほか、市町村、民間団体等とのパートナーシップを図り、官民連携の創出や地域に密着した取組を行います。
- 「北海道地球温暖化防止活動推進員」は、地域における地球温暖化防止活動のリーダーとして、道民等に対する情報提供、普及啓発、指導助言を行います。  
※ 道は、「地球温暖化対策推進法」に基づいて、(公財)北海道環境財団を「北海道地球温暖化防止活動推進センター」に指定しているほか、「北海道地球温暖化防止活動推進員」制度を設けています。

## ■ 庁内の推進体制

- 知事をトップとする部局横断組織である「ゼロカーボン北海道推進本部」により、庁内の連携及び施策の調整を図り、気候変動に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、振興局長を本部長とする「地方推進本部」に設置したゼロカーボン推進室において地域の実情に応じた取組を機動的かつ積極的に支援します。
- 庁内のあらゆる施策・計画等に「脱炭素の観点」の組み込みを進め、全庁一体となってゼロカーボン北海道の実現をめざします。

## ■ 計画の進捗評価

- 本計画の着実な推進を図るため、条例に基づき、重点的に取り組む事項等を中心に、計画に基づく措置及び施策の実施状況について報告書を作成し、公表します。
- 本計画の目標達成のため、本道における温室効果ガスの排出実態を的確に把握することとします。
- 本計画に基づく措置及び施策の実施状況及び効果について、定期的に「北海道環境審議会」による評価を受け、その結果を公表するとともに、施策の見直し等に活用します。

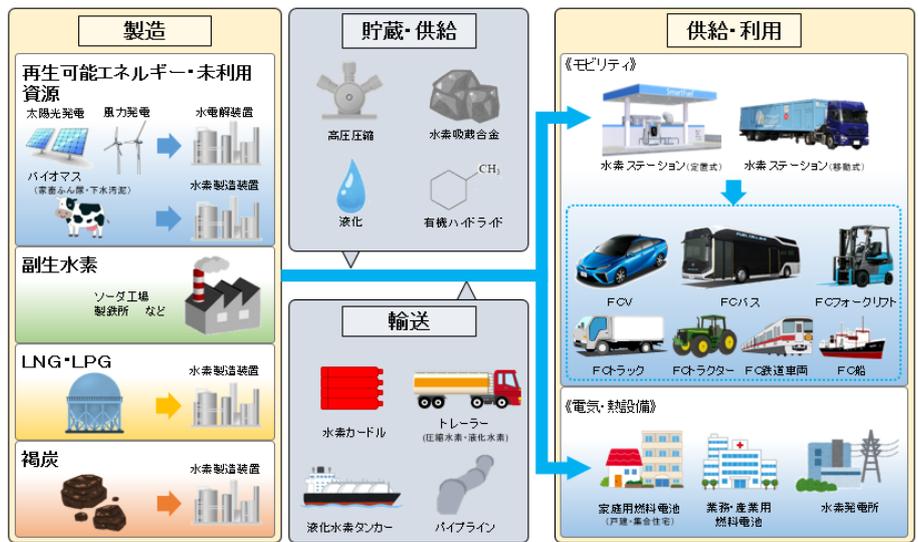
## ■ 計画の見直し

本計画の目標の達成に向けて対策を着実に進めていくためには、今後の世界的な動きや国の新たな制度・施策等の状況、イノベーションの進展なども踏まえ、目標の達成状況、関連指標、個別対策・施策の進捗状況等の点検を毎年行い、進捗が遅れている項目について充実強化を図るなど、PDCAサイクルを適切かつ効果的に回していくことが重要です。

今後は、途中年度の状況も踏まえながら、必要に応じて適宜計画の見直しの検討を行います。

### 2050年に向けて ～ 水素の活用 ～

水素は、利用段階で二酸化炭素を排出せず、燃料電池技術を活用することで高いエネルギー効率を得られるなど優れた特性を有しており、家庭や自動車などで利用されることにより、本道で課題となっている民生(家庭)部門や運輸部門での二酸化炭素排出量の削減が可能です。また、水素は、太陽光・風力、バイオマス等の再生可能エネルギーやLNGの改質、褐炭からの製造など多種多様なエネルギー源から製造でき、圧縮や液化、吸蔵合金などにより貯めて運ぶことができ、これらの特性から変動かつ偏在する再生可能エネルギーの利用効率や未利用資源の利用率を高めることができます。再生可能エネルギーから水素を製造し、化石燃料に依存している生活や産業のあらゆる分野で水素を安全に利用する水素サプライチェーンの構築を図ることで、更なる二酸化炭素排出量の削減が期待されます。



水素サプライチェーンのイメージ

### 2050年に向けて ～ ESG投資・ESG地域金融 ～

パリ協定や持続可能な開発目標 (SDGs)などを背景として、環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) を考慮した資金の流れが世界的にかつ急速に広がっています。

我が国においても公的資金だけでなく、民間資金も導入し、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組を広めていかなければなりません。

世界的には直接金融が中心となり ESG 金融を推進させていますが、我が国では間接金融による資金調達の割合が大きいことから、特に、地域金融機関は地域の核として、地域の持続可能性の向上に資する ESG 地域金融の実践が期待されます。(環境省 HP より)



## 9 用語集

### \* 1 《パリ協定》

2015年に開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、2020年以降の気候変動問題に関する京都議定書の後継となる新たな枠組みとして採択された協定。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること等を目的としている。

全ての協定締約国は、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略(長期低排出発展戦略)の作成に努めるとされていることから、日本は、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することをめざした「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を2019年に閣議決定した。

### \* 2 《COP》

大気中の温室効果ガスの濃度を、気候体系に危害を及ぼさない水準で安定化させることを目的とし、1992年に採択された気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく全ての締約国が参加する最高意思決定機関である、「気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議」(気候変動枠組条約締約国会議：COP(Conference of Parties))。1995年から毎年開催されている。1997年に開催された第3回締約国会議(COP3)では「京都議定書」が、2015年に開催された第21回締約国会議(COP21)では「パリ協定」が採択されている。

### \* 3 《北海道地球温暖化防止対策条例》

地球温暖化を克服し、環境と調和した持続的に発展することができる社会の実現を目指し、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有するこの北の大地から、地球温暖化防止対策に積極的に貢献していくため、平成21年3月に制定した条例。本道における地球温暖化対策の基本的な事項、道、事業者及び道民の責務並びに観光旅行者等の協力等、さらには地球温暖化対策に関する計画の策定や事業者による温室効果ガス排出抑制のための措置などを規定しており、道はこれらに基づき、地球温暖化対策に係る様々な取組を総合的かつ計画的に推進している。

### \* 4 《イノベーション》

生産を拡大するために労働、統治などの生産要素の組み合わせを変化させたり、新たな生産要素を導入したりする企業家の行為。技術革新の意味に用いられることもあるが、イノベーションは生産技術の変化だけでなく、新市場や新製品の開発、新資源の獲得、生産組織の改革あるいは新制度の導入なども含む。

### \* 5 《1.5°C特別報告書》

IPCCが2018年に発表した特別報告書。温暖化を1.5°Cに留めるためには、電化・水素・バイオマス・CCUSなどを活用した社会構造の改革と、持続可能な開発の考え方が重要であると述べている。

正式名称は、気候変動の脅威への世界的な対応の強化、持続可能な開発及び貧困撲滅への努力の文脈における、工業化以前の水準から1.5°Cの地球温暖化による影響及び関連する地球全体での温室効果ガス排出経路に関するIPCC特別報告書。

なお、「IPCC(Intergovernmental Panel on Climate Change)：気候変動に関する政府間パネル」とは、国連環境計画(UNEP)と世界気象機関(WMO)によって1988年に共同設立された政府間機構。世界中から科学者が集まり、自然及び社会科学的側面から地球温暖化に関する最新の知見をまとめており、1990年に平均気温の上昇と人間の活動による二酸化炭素の排出削減に言及した第1次評価報告書(FAR)を発表。以降、数年ごとに評価報告書を発表しており、2014年には第5次評価報告書(AR5)が発表され、これらの報告書は、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしている。

### \* 6 《カーボンニュートラル》

植物は燃やすと化石燃料と同様に二酸化炭素を排出するが、成長過程では光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するので、収支はプラスマイナスゼロになる、という炭素循環の考え方。

### \* 7 《パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略》⇒《パリ協定》参照

### \* 8 《家庭部門》

二酸化炭素排出量については、主な発生源毎に以下の部門に分けて算出や考察などを行っている。

- ・産業部門：製造業、農林業、水産業、建設業及び鉱業における化石燃料及び電力などの消費
- ・業務その他部門：事務所、店舗等における電気、ガス、灯油などの消費
- ・家庭部門：家庭における電気、ガス、灯油などの消費
- ・運輸部門：自動車、鉄道、船舶、航空機の化石燃料及び電力などの消費
- ・エネルギー転換部門：火力発電所、ガス事業所及び石油精油所等における化石燃料及び電力などの消費(自家消費)

### \* 9 《運輸部門》⇒《家庭部門》参照

### \* 10 《ブルーカーボン》

「ブルーカーボン」とは、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)由来の炭素を指し、その吸収源としては、浅海域に分布する藻場や干潟などがあります。

ブルーカーボンによる温室効果ガスの吸収・固定量の算出方法は、一部を除き現時点では確定していないことから、国や道においても温室効果ガスの削減目標には含んでいませんが、国の「みどりの食料システム戦略」では、2025年度までに「二酸化炭素吸収量の評価方法」や「ブルーカーボンの増強技術」を確立することとしており、藻場や干潟などが吸収・固定する炭素量の把握方法などの研究が進められています。(14ページにコラム掲載)

### \* 11 《北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例》

エネルギーの使用の効率化と新しいエネルギーの開発や導入に積極的に取り組むことにより、エネルギーの需給の安定を図るとともに、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるため、平成12年9月に制定した条例。地域特性や事業者の業態など様々な場面に応じた省エネルギーの促進並びに新エネルギーの開発及び導入の促進を図り、関連産業の育成や地域づくりに務めることを基本方針として掲げ、学習の推進や民間団体等の自発的な活動の促進、関連産業の振興、表彰等といった施策を総合的かつ計画的に推進している。なお、本条例では、原子力を過渡的なエネルギーと位置づけている。

**\* 12 《レジリエンス》**

一般的に回復力・復元力という意味があり、災害などでシステムの一部の機能が停止した場合にも、全体としての機能を速やかに回復できる強靭さを表す。

**\* 13 《地域循環共生圏》**

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方。

**\* 14 《グリーン社会》**

日本の成長戦略の柱に、経済と環境の好循環を掲げて、実現に最大限注力するとした概念。2020年11月の臨時国会において、菅首相が所信表明演説の中で言及した。

**\* 15 《SDGs未来都市》**

北海道は、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域として「SDGs未来都市」に選定されている。

**\* 16 《ESG投資》**

投資するために企業の価値を測る材料として、これまではキャッシュフローや利益率などの定量的な財務情報が主に使われてきたが、それに加え、非財務情報である環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の要素を考慮する投資を「ESG投資」という。ESGに関する要素はさまざまであるが、例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は女性従業員の活躍、「G」は社外取締役の比率などが挙げられる。

**\* 17 《次世代自動車》**

「次世代モビリティガイドブック2019-2020（環境省・経済産業省・国土交通省）」に基づき、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)、天然ガス自動車、クリーンディーゼル自動車(乗用車)を示す。

**\* 18 《電動車》**

「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(2020年12月25日)」に基づき、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)を示す。

**\* 19 《北海道Society 5.0》**

2019年度、学識経験者や事業者、経済団体、行政機関などから構成される「北海道Society5.0 懇談会」において取りまとめられた「北海道Society5.0構想」で示されたAIやIoT、ロボット等の未来技術を活用することで本道が抱える様々な課題を解決し、実現するおおよそ10年後(2030年頃)の北海道の未来社会。

**\* 20 《ZEB》**

Net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。11ページにコラムを掲載しています。

**\* 21 《ZEH》**

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅」のこと。11ページにコラムを掲載しています。

**\* 22 《水素サプライチェーン》**

水素を製造、貯蔵・供給、輸送し、燃料電池自動車や燃料電池等で利用するまでの一連の流れ。

**\* 23 《調整力》**

電力の需給バランスを調整する能力。

(「資料編」の用語集では、これ以外の用語についても掲載しています。)

( 本 編 了 )